



株式会社 TTK

証券コード 1935

# 第65期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成30年6月28日(木曜日)  
午前10時

開催  
場所

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台  
3階「曙」

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 当社と株式会社ミライト・  
ホールディングスとの株式  
交換契約承認の件

## 目次

第65期定時株主総会招集ご通知 … 1
(添付書類)
事業報告…………… 3
計算書類…………… 17
監査報告書…………… 35
株主総会参考書類…………… 39

(証券コード1935)  
平成30年6月7日

株 主 各 位

仙台市若林区新寺一丁目2番23号  
株式会社 T T K  
代表取締役社長 土 肥 幹 夫

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、同封の「議決権行使書」の郵送又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. 場 所 仙台市青葉区中央一丁目1番1号

**ホテルメトロポリタン仙台 3階「曙」**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 当社と株式会社ミライト・ホールディングスとの株式交換契約承認の件

※本総会には、株主の皆様にとって重要な議題をお諮りしております。是非、後記の株主総会参考書類（第2号議案）をご参照ください。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



**株主総会開催日時**

平成30年6月28日（木）午前10時

**場所**

仙台市青葉区中央一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン仙台 3階「曙」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただくとともに、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、第65期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

### 郵送で議決権を行使される場合



**行使期限**

平成30年6月27日（水）午後5時30分までに到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議決権行使書用紙において各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### インターネットで議決権を行使される場合



**行使期限**

平成30年6月27日（水）午後5時30分までに行使

インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

《議決権行使ウェブサイト》

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 0120-768-524（受付時間 平日9：00～21：00）

※インターネットによる議決権行使に際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

●招集通知に添付すべき書類のうち、株主総会参考書類の「ミライトHDの定款の定め」及び「ミライトHDの最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び当社定款の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ttk-g.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ttk-g.co.jp/>）に掲載させていただきます。

●議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合には、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

## 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府による各種政策の効果から、緩やかに回復していくことが期待されます。

情報通信分野においては、ほぼ全域にブロードバンド情報通信基盤が整備されるとともに、光コラボレーションモデルの拡大による新たな需要創出が見込まれるほか、移動通信分野においては、スマートフォンやタブレット端末の普及によるLTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大やトラフィック増加に対応する通信ネットワークの整備が進んでおります。

また、公共・民間分野においては、東日本大震災の本格復興や国土強靱化、地方創生に向けた自治体等のICT投資や防災・減災、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連した社会インフラ投資の拡大が期待されます。

このような経営環境の中、当社グループでは“TTKグループ総力を結集した新たなコア事業へのチャレンジと飛躍”をスローガンとした「第5次中期経営計画」(平成29年度～平成31年度)を策定し、新たな事業領域の開拓と次期以降に向けた堅固な土台作りを目標に、更なる安定成長に向けて取組んでまいりました。

その結果、当社の当連結会計年度の売上高は324億79百万円(前連結会計年度比7億80百万円減少)、経常利益は15億19百万円(前連結会計年度比43百万円増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は9億35百万円(前連結会計年度比1億55百万円増加)となりました。

受注高、売上高及び繰越高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	① 前期繰越高	② 当期受注高	③=①+② 総受注高	④ 売 上 高	⑤=③-④ 次期繰越高
電 気 通 信 工 事 事 業	6,009	35,754	41,763	32,479	9,283

#### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は、12億50百万円であり、その主なものは高所作業車の買替え及び増配備によるものであります。

なお、特記すべき資金調達はありません。

### (3) 対処すべき課題

上記(1)「事業の経過及び成果」記載の経営環境を踏まえ、T T Kグループは概要以下のとおりの内容の「第5次中期経営計画」(平成29年度～平成31年度)を策定しております。

#### 【第5次中期経営計画 スローガン】

“T T Kグループ総力を結集した新たなコア事業へのチャレンジと飛躍”

第5次中期経営計画では、新たな事業領域の拡大を目標に上記のスローガンを掲げ、更なる安定成長に向けて取組んでまいります。

#### 【基本戦略】

T T Kグループでは、既存事業における更なる生産性向上と業務の効率化により、売上と利益の最大化を図ります。また、東北全域での強固な事業基盤と通信工事で培った技術・ノウハウを活用し、成長戦略として以下の3つの事業を「新たなコア事業」として掲げ、事業領域の拡大に取組みます。

- ①光コラボ関連事業の拡大
- ②環境土木工事の受注拡大
- ③電気工事の受注拡大

#### 【重点項目】

＜新たなコア事業分野＞

- ・東北全域における社会インフラ事業への果敢な営業展開と売上拡大
- ・「T T Kさずな光」のお客さまに向けたソリューション提供とアカウント体制の充実
- ・新たなコア事業拡大・成長戦略を支える人材育成と技術者確保

＜従来事業分野＞

- ・安全施策の完全定着と新たな事業領域における品質の確保
- ・通信設備構築から保守までの一元的対応と、更なる設備改善提案で売上拡大
- ・県域子会社のモバイル体制充実とN C C工事の売上拡大
- ・「震災まちづくり復興」事業への継続的な貢献

この「第5次中期経営計画」に従い、被災地の「まちづくり復興」事業に引き続き貢献するとともに、東北エリアを中心とする社会インフラ事業、光コラボレーション事業及び各種アライアンス事業の強化に向け、T T Kグループにおける技術力の向上や受注・施工体制の強化を推進します。また、更なる生産性向上と業務の効率化を図り、持続的に企業価値を向上させ、もって、すべてのステークホルダーの共同利益向上に努めてまいります。

さらに、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンス経営の推進整備等は、引き続き重要な課題であり、特に内部統制システムの構築・運用は健全で安定的な会社経営に不可欠であることから、「T T Kコーポレートガバナンス基本方針」及び「内部統制システム構築の基本方針」に基づく取組みを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期	第63期	第64期	第65期 (当連結会計年度) 平成29年4月から 平成30年3月まで
	平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から 平成28年3月まで	平成28年4月から 平成29年3月まで	
総 受 注 高 (百万円)	40,629	39,793	39,269	41,763
売 上 高 (百万円)	35,500	34,416	33,260	32,479
経 常 利 益 (百万円)	1,223	1,277	1,475	1,519
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	639	695	779	935
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	32.01	34.84	39.06	46.88
純 資 産 額 (百万円)	17,642	18,032	18,281	19,001
総 資 産 額 (百万円)	26,314	27,274	27,242	28,958

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東 部 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	88.7%	電 気 通 信 工 事 事 業
北 部 電 設 株 式 会 社	20百万円	83.9%	電 気 通 信 工 事 事 業
盛 岡 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
八 甲 通 信 建 設 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
千 秋 通 信 建 設 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
山 形 通 信 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
福 島 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
株 式 会 社 T T K テ ク ノ	50百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業

#### (6) 主要な事業内容

当社グループは、情報通信設備に関する設計、施工、保守、コンサルティングを主な事業内容としております。また、太陽光発電システム、防雪（風・砂）フェンス等の環境改善事業を行っております。

## (7) 主要な営業所

### ① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	仙 台 市	秋 田 支 店	秋 田 市
中 倉 ビ ル	仙 台 市	山 形 支 店	山 形 市
宮 城 支 店	仙 台 市	福 島 支 店	福 島 市
岩 手 支 店	岩 手 県 矢 巾 町	東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区
青 森 支 店	青 森 市	—	—

### ② 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東 部 電 話 工 事 株 式 有 限 公 司	仙 台 市	千 秋 通 信 建 設 株 式 有 限 公 司	秋 田 市
北 部 電 設 株 式 有 限 公 司	仙 台 市	山 形 通 信 工 事 株 式 有 限 公 司	山 形 市
盛 岡 電 話 工 事 株 式 有 限 公 司	岩 手 県 矢 巾 町	福 島 電 話 工 事 株 式 有 限 公 司	福 島 市
八 甲 通 信 建 設 株 式 有 限 公 司	青 森 市	株 式 有 限 公 司 T T K テ ク ノ	仙 台 市

## (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,007名	増77名	44.3歳	15.8年

- (注) 1. 従業員数は就業員数を記載しております。  
 2. 臨時従業員及び当社グループ外への出向者は除いております。

## (9) 主要な借入先

該当事項はございません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 66,428,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,957,373株 (自己株式1,268,698株を除く)
- (3) 株主総数 3,305名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
第一生命保険株式会社	1,042	5.22
A S M C O N N A U G H T H O U S E F U N D L P	1,035	5.18
日本生命保険相互会社	1,019	5.10
株式会社七十七銀行	989	4.95
T T K 従業員持株会	814	4.07
株式会社アイチコーポレーション	514	2.57
株式会社みずほ銀行	477	2.39
株式会社ブロードピーク	386	1.93
みずほ信託銀行株式会社	323	1.61
加藤 力蔵	307	1.53

- (注) 1. 当社は自己株式1,268,698株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 肥 幹 夫	資材リンコム株式会社 社外取締役
専 務 取 締 役	敷 藤 崇	経営企画本部長
取 締 役	佐 藤 克 三	モバイル事業本部長
取 締 役	竹 内 隆 司	NTT事業本部長兼復興推進室長
取 締 役	名 取 正 裕	経理部長
取 締 役	八 鍬 一 哉	人事部長
取 締 役	渡 邊 裕 二	総務部長兼コンプライアンス室長
取 締 役	加 藤 正 幸	コミュニティ事業本部長兼東京支店長
取 締 役	千 葉 信 博	学校法人聖和学園 常務理事
取 締 役	丸 尾 容 子	学校法人東北工業大学 教授
常 勤 監 査 役	千 葉 恵 逸	
監 査 役	伊 崎 健 太 郎	弁護士
監 査 役	佐 藤 糾	

- (注) 1. 取締役加藤正幸及び丸尾容子は、平成29年6月29日開催の第64期定時株主総会において選任されました。
2. 柴崎一美は、平成29年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。また、同定時株主総会終結の時をもって佐藤糾は取締役を退任して監査役に就任いたしました。
3. 取締役千葉信博及び丸尾容子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役千葉信博は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は学校法人聖和学園の常務理事を兼任しております。同学校法人と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 取締役丸尾容子は、環境化学に関する研究活動を長年にわたり数多く行っており、同分野における相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は学校法人東北工業大学の教授を兼任しております。同学校法人と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. 監査役千葉恵逸及び伊崎健太郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役千葉恵逸は、ビジネス経験を通じて電気通信工事業やコーポレートガバナンスの分野に相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は、当社の常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役伊崎健太郎は、弁護士としての専門的な知見を有するものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
9. 当事業年度中に以下のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏 名	異動後の担当	異動前の担当	異動年月日
加藤 正幸	コミュニティ事業本部長兼東京支店長	-	平成29年6月29日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 105,660千円 (うち社外2名 7,350千円)

監査役 4名 18,150千円 (うち社外2名 14,550千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与(取締役8名30,990千円)を含めております。  
3. 上記報酬等の額には、平成29年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任された取締役1名及び監査役1名に対する報酬額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

社外取締役 千葉 信博

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には14回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

社外取締役 丸尾 容子

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には10回中9回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

社外監査役 千葉 恵逸

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には14回中13回に出席し、また、監査役会には12回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

社外監査役 伊崎 健太郎

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には14回のすべてに出席し、また、監査役会には12回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 35百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額とを明確に区分しておらず、実質的にも区分ができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役員（取締役及び監査役を意味する。以下同じ。）及び使用人の企業活動及び社会活動における行動を規律する「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」を定めて、役員及び使用人にこれらの指針及び基準を遵守させるものとする。
- ② 当社は、取締役社長の直轄の組織として、内部統制システム管理委員会を設置する。内部統制システム管理委員会は、全社的な内部統制システムの構築・推進及び管理を行い、取締役社長の指示の下、内部統制システムの体制強化策等の推進等を行うとともに、内部統制システムの構築・推進状況等について取締役会に報告するものとし、TTKグループのコーポレートガバナンス体制強化を図るものとする。内部統制システム管理委員会は、一般委員会及び財務委員会により構成される。内部統制システム管理委員会の一般委員会は、当社の定める社内規程、細則及び要領（以下「規程類」という。）による業務統制、各種業務フローによる業務統制、コンプライアンス室によるコンプライアンス統制及びコンプライアンス体制に関する指導にあたる。
- ③ 当社は、コンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、当社全体の倫理・コンプライアンス規程の策定、役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の適切なコンプライアンス体制の構築及び運営のために必要な施策等を行うものとする。
- ④ 各室部長、事業部長及び支店長は、各室部、事業部及び支店におけるコンプライアンス・リーダーを選任する。コンプライアンス・リーダーは、当該室部、事業部及び支店における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。
- ⑤ 役員及び使用人は、法令若しくは規程類に違反する行為又は不正な行為（以下「違法行為等」という。）が行われた事実又は行われるおそれのある事実を発見した場合には、速やかに、各関係室部、事業部又は支店のコンプライアンス・リーダーを通じて又は直接、コンプライアンス室に通報しなければならないものとする。コンプライアンス室は、その通報内容を調査し、調査の結果、違法行為等が行われた事実又は行われるおそれのある事実が認められるときは、速やかにその是正・防止措置及び再発防止策を講じる。
- ⑥ 当社は、監査室を設置する。監査室は、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、コンプライアンス体制を監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書及び電磁的媒体（以下「文書等」という。）を保存及び管理する。
- ② 文書取扱規程において、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の保存（保存期間、保存方法、保存場所等）、管理（管理部署又は責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）を定める。
- ③ 役員及び監査室は、その職務の執行のため必要な場合には、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の閲覧及び謄写を求めることができる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社における以下の危険の管理に関する基本方針を危機管理規程において定める。
  - イ 地震、台風、水害、事故、火災等の災害により重大な損失を被る危険
  - ロ 工事の施工の際に人身事故及び設備事故が発生することにより重大な損失を被る危険
  - ハ 役員及び使用人の不適法又は不適正な業務執行により重大な損失を被る危険
  - ニ その他、当社に重大な損失を与え又は信用を著しく毀損するおそれのある危険
- ② 当社は、取締役社長を委員長とし、各室部長及び事業部長を委員とする危機管理委員会（以下本項（3）において「委員会」という。）を設置するとともにTTKグループの危機管理に関する基本方針を決定し、委員会は、当該方針に基づく施策等を総合的に審議し決定する。  
危機事案に関し主たる業務を所掌する主管部門組織の長（以下「危機事案主管部長」という。）は、危機の発生を予防するとともに、有事の発生に備え、TTKグループ内の危機事案発生時の危機管理に関して、必要な施策等の実施を指示する。
- ③ 各室部長、事業部長、支店長及び当社子会社社長は、委員会の決定及び危機事案主管部長の指示に従い、当該各組織の危機管理に関して必要な施策等を実施する。
- ④ TTKグループの事業活動に重大な影響を及ぼす損失等が発生するおそれがあり、全社的な対応が必要と判断される状態が発生した場合には、委員会に、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を立上げ、当該状態による損失の軽減・拡大防止等、当該状態の解消を図るため、TTKグループ内外への確かつ迅速な対応を全社的に実施する。
- ⑤ 監査室は、危機事案主管部長との緊密な連携の下、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、当社の危機管理の状況等について、関係室部と協力し監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をするとともに、取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとする。
- ② 取締役会は、将来の事業環境を踏まえて、中長期的な企業価値の向上を主要目的とする中期経営計画を策定し、役員及び使用人が共有する全社的な経営目標を定める。また、取締役会は、当該中期経営計画に従い、各事業年度及び各事業部門ごとの業績目標及び予算を定める。経営企画本部長は、各事業部門ごとの業績達成目標を管理し、取締役会において定期的にこれを報告する。当社は、ITを積極的に活用した管理会計システムにより月次の業績を迅速にデータ化して適時に業績を把握することにより職務執行の効率化に努めるものとする。
- ③ 当社は、取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保するために、権限委任規程を定め、取引業務、支払事務、人事等に関する決裁権限の範囲を明確にする。また、当社は、職制規程を定め、会社組織及び子会社組織における任務等を明確にする。
- ④ 当社は、規程類を体系的に整備し、職務執行の効率性を確保するために、規程類管理規程を定め、規程類の制定、改定及び廃止（以下「制改定」という。）にあたり、規程類の制改定事務を担当する者が遵守すべき事項を明確化する。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、その役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を適切に構築及び運営させるものとする。
- ② 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、危機管理規程の整備及び遵守等損失の危険の管理体制を適切に構築及び運営させるものとする。当社子会社の危機管理に係る責任者は、当社の危機事案主管部長と緊密な連携の下、当該当社子会社における適切な危機管理体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役員及び使用人に「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」に従って行動させるものとする。
- ④ 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、コンプライアンス規程の整備及び遵守等法令及び定款の遵守体制を適切に構築及び運営させるものとする。  
当社コンプライアンス室は、当社子会社の役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。  
当社は、当社子会社にそのコンプライアンス・リーダーを選任させるものとする。当社子会社コンプライアンス・リーダーは、当該当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

- ⑤ 当社経営企画本部長及び当社支店長は、子会社管理規程に従い、当社子会社に対する管理及び業務点検、当社子会社からの事業の定期的な報告の受領等を行うものとする。また、当社子会社の経営の基本に関する重要な一定の事項の決定については、子会社管理規程に従い、当社取締役社長又は当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 当社監査室は、当社子会社各社の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携の下、当社子会社の内部統制システム、当社と当社子会社との間の内部統制に関する連携体制等の監査を行う。
- ⑦ 当社監査役は、TTKグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるように、それぞれの組織の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携体制を構築する。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役職務の補助は、監査室の使用人がこれにあたる。また、監査役が専属の補助使用人の設置を求める等監査役から補助使用人に関して要請がある場合には、経営企画本部長は、当該監査役の要請を最大限尊重して、使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとする。

**(7) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 経営企画本部長は、監査役補助使用人の人事について、取締役会の同意を得なければならないものとする。
- ② 監査役補助使用人は、監査役職務の補助について、監査役の指示に従うものとし、取締役、執行役員その他業務執行部門に属する者からいかなる指示も受けないものとする。

**(8) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会又は監査役に対して、TTKグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項、その他当社の監査役が報告を求めた事項を直ちに報告する。当社の監査役は、この報告を受けた場合には、当社の監査役会に速やかに報告する。
- ② 監査室は、監査役会が指示した事項について、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ③ 監査室長は、監査役に対して、原則として3ヶ月に1回、監査室の職務の執行に関する状況を報告する。コンプライアンス室は、内部通報制度による通報があった場合には、その内容について、速やかに監査役に報告するものとする。



- ④ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役から、職務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかにその報告をする。
- ⑤ 当社は、上記報告を行った者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行わないこととする。

#### **(9) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会は、取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ③ 監査役は、必要に応じ、会計監査人及び弁護士等の外部専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

#### **(10) 財務報告の適正性を確保するための体制**

内部統制システム管理委員会の財務委員会は、経理に関する規程類の制改定等財務報告の適正性を確保するための体制を整備し、かつ、当該体制を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの整備に関する事項

当社グループ全体の内部統制システムの構築・推進及び管理を行う内部統制システム管理委員会を5回開催しました。同委員会は、子会社を含めたグループ全体の業務執行状況を確認し、当社の定める規程類による業務統制、各種業務フローに関する評価・指導を実施しています。

### (2) コンプライアンスに関する事項

当社コンプライアンス室は、当社グループ全ての役職員に対し、その職務内容に応じて必要なコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンスに関するメッセージを定期的に発信し、TTKグループ行動指針に基づくコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

また、社内外に内部通報窓口を設置し、通報があった場合には速やかに事実を確認して、その是正・防止措置及び再発防止策を講じることとしています。

### (3) 危機管理に関する事項

当社グループの危機管理の基本方針に基づく施策等を審議する危機管理委員会を2回開催しました。同委員会は、各組織から報告されたリスクを検証し、情報共有を図ることにより、危機事案の予防及び有事に備えた取組みを実施しています。

### (4) 取締役会の運営に関する事項

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。毎月定例会議を開催しており、経営の基本方針及び重要な業務執行事項を審議・決定するとともに月次業績等の報告を受け、業務執行の監督を行っています。

### (5) 子会社経営管理に関する事項

当社取締役会は、子会社管理規程に基づいて、子会社の重要事項を審議し、子会社の適正な業務運営の実現のために、実効性のある子会社経営管理を実施しています。

また、監査室が各子会社に実施した監査の結果を当社取締役会へ報告する等、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を整備しています。

### (6) 監査役に関する事項

当社監査役は、取締役会及び経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行状況について取締役から直接確認を行い、日々の業務レベルにおいて監視する体制を整備し、経営監視機能の強化及び向上を図っています。

(注) 本事業報告中に記載の金額（1株当たり当期純利益を除く）及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、その他は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,032,059</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,936,898</b>
現金及び預金	5,101,864	工事未払金	3,960,400
受取手形及び売掛金	64,940	買掛金	22,447
完成工事未収入金	9,963,099	リース債務	333,922
未成工事支出金	2,840,577	未払金	720,499
材料貯蔵品	437,654	未払法人税等	333,692
商品	13,170	未成工事受入金	180,412
繰延税金資産	349,000	完成工事補償引当金	1,802
その他	266,200	工事損失引当金	195,500
貸倒引当金	△4,450	その他	188,220
<b>固定資産</b>	<b>9,926,519</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,020,274</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,856,809</b>	リース債務	1,245,173
建物及び構築物	2,174,431	退職給付に係る負債	2,665,280
機械及び運搬具	260,029	その他	109,821
土地	1,840,484	<b>負債合計</b>	<b>9,957,173</b>
リース資産	1,401,740	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	30,139	<b>株主資本</b>	<b>17,687,397</b>
その他	149,984	資本金	2,847,684
<b>無形固定資産</b>	<b>177,511</b>	資本剰余金	2,746,277
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,892,198</b>	利益剰余金	12,488,584
投資有価証券	3,410,370	自己株式	△395,148
繰延税金資産	441,359	その他の包括利益累計額	1,109,908
その他	43,367	その他有価証券評価差額金	1,283,486
貸倒引当金	△2,900	退職給付に係る調整累計額	△173,577
<b>資産合計</b>	<b>28,958,578</b>	非支配株主持分	204,099
		<b>純資産合計</b>	<b>19,001,405</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,958,578</b>

## 連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		32,479,965
売上原価		27,865,774
売上総利益		4,614,190
販売費及び一般管理費		3,204,464
営業利益		1,409,726
営業外収益		137,761
受取利息及び配当金	68,849	
その他	68,911	
営業外費用		27,753
支払利息	11,354	
固定資産除却損	4,886	
その他	11,512	
経常利益		1,519,734
特別損失		29,242
減損損失	27,338	
固定資産売却損	1,903	
税金等調整前当期純利益		1,490,492
法人税、住民税及び事業税		524,997
法人税等調整額		14,105
当期純利益		951,389
非支配株主に帰属する当期純利益		15,641
親会社株主に帰属する当期純利益		935,748

## 連結株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	2,847,684	2,727,775	12,051,881	△392,105	17,235,234
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△499,044		△499,044
親会社株主に帰属する当期純利益			935,748		935,748
自己株式の取得				△3,042	△3,042
連結子会社持分の変動		18,502			18,502
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>-</b>	<b>18,502</b>	<b>436,703</b>	<b>△3,042</b>	<b>452,162</b>
平成30年3月31日残高	2,847,684	2,746,277	12,488,584	△395,148	17,687,397

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	1,009,990	△173,281	836,709	209,394	18,281,338
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△499,044
親会社株主に帰属する当期純利益					935,748
自己株式の取得					△3,042
連結子会社持分の変動					18,502
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	273,496	△296	273,199	△5,294	267,904
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>273,496</b>	<b>△296</b>	<b>273,199</b>	<b>△5,294</b>	<b>720,067</b>
平成30年3月31日残高	1,283,486	△173,577	1,109,908	204,099	19,001,405

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社  
 東部電話工事(株) 北部電設(株) 盛岡電話工事(株) 八甲通信建設(株) 千秋通信建設(株)  
 山形通信工事(株) 福島電話工事(株) (株)TTKテクノ

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

##### ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械及び運搬具が2年～17年、工具器具及び備品（その他有形固定資産）が2年～20年であります。

##### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

##### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績による見積額を計上しております。

##### ハ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

ハ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,244,028千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
山形県米沢市	遊 休	土地、建物、構築物

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別に、遊休資産については個別の物件ごとにグループピングしております。

米沢市の土地、建物、構築物については遊休資産であり個別に評価した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失27,338千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、建物、構築物については路線価等を基準として算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式（自己株式含む） 21,226,071株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	299,442	15	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	199,602	10	平成29年9月30日	平成29年11月29日
計		499,044			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ 配当金の総額 498,934千円

ロ 1株当たり配当額 25円

ハ 基準日 平成30年3月31日

ニ 効力発生日 平成30年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び株式、債券を中心に行っております。

完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	5,101,864	5,101,864	－
② 完成工事未収入金	9,963,099	9,963,099	－
③ 投資有価証券 その他有価証券	2,712,550	2,712,550	－
④ 工事未払金	( 3,960,400 )	( 3,960,400 )	－

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金並びに②完成工事未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券は、その他有価証券として保有しております。

④ 工事未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式(連結貸借対照表計上額395,588千円)、投資事業有限責任組合への出資金(連結貸借対照表計上額302,231千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	941円 87銭
1株当たり当期純利益	46円 88銭



7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングス（以下「ミライトHD」）との経営統合（以下「本経営統合」）を、ミライトHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）の方法により実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結しました。

(1) 経営統合の目的

情報通信分野は、固定通信では光コラボレーションモデルの普及、移動通信では第4世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築等、事業環境は大きく変化しております。

そうした経営環境下において、当社とミライトHDは、同一の企業グループとして経営統合を実施することにより、情報通信工事分野での融合・発展を図り、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。

また、ミライトグループの有する情報通信工事以外のノウハウをT T Kグループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の永続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断し、本経営統合を実施するに至りました。

(2) 本株式交換の方法

① 本株式交換の方法

ミライトHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、両社それぞれの定時株主総会において本株式交換契約が承認されること、及び、関係当局の許認可等を得られることを前提としております。なお、本株式交換により、当社の株主には、本株式交換の対価として、ミライトHDの普通株式が割り当てられる予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

	ミライトHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.47
本株式交換により交付する株式数	ミライトHDの普通株式：9,789,978株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、ミライトHDの普通株式0.47株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

ミライトHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりミライトHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の当社の株主の皆様に対し、ミライトHDの普通株式9,789,978株（予定）を割当交付する予定です。また、ミライトHDが交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びミライトHDの定款の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数のミライトHDの普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、ミライトHDが当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(3) 効力発生日

本株式交換の効力発生日：平成30年10月1日(予定)

(4) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会(両社)	平成30年4月27日(金)
株式交換契約締結日(両社)	平成30年4月27日(金)
株式交換契約承認時株主総会(ミライトHD)	平成30年6月26日(火) 予定
株式交換契約承認時株主総会(当社)	平成30年6月28日(木) 予定
最終売買日(当社)	平成30年9月25日(火) 予定
上場廃止日(当社)	平成30年9月26日(水) 予定
株式交換の予定日(効力発生日)	平成30年10月1日(月) 予定

(5) 本株式交換親会社の概要

商号	株式会社ミライト・ホールディングス
本店の所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊
資本金の額	7,000百万円
事業の内容	電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事に関連する事業を行う子会社 及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務

## 貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,252,544</b>
現金及び預金	2,075,036
受取手形	11,027
完成工事未収入金	9,631,727
未成工事支出金	2,385,512
材料貯蔵品	428,730
未収入金	429,407
繰延税金資産	234,866
その他	120,299
貸倒引当金	△64,063
<b>固定資産</b>	<b>9,621,949</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,607,959</b>
建物及び構築物	2,061,381
機械及び運搬具	256,823
工具器具及び備品	137,735
土地	1,733,986
リース資産	1,387,892
建設仮勘定	30,139
<b>無形固定資産</b>	<b>174,048</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,839,941</b>
投資有価証券	3,410,370
関係会社株式	171,861
長期貸付金	302,547
繰延税金資産	222,296
その他	35,764
貸倒引当金	△302,900
<b>資産合計</b>	<b>24,874,493</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>5,217,630</b>
工事未払金	3,857,558
リース債務	331,381
未払金	674,216
未払法人税等	267,546
完成工事補償引当金	1,477
その他	85,451
<b>固定負債</b>	<b>3,429,084</b>
リース債務	1,232,340
退職給付引当金	2,119,694
その他	77,050
<b>負債合計</b>	<b>8,646,714</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,944,292</b>
<b>資本金</b>	<b>2,847,684</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>2,641,867</b>
資本準備金	2,641,867
<b>利益剰余金</b>	<b>9,849,888</b>
利益準備金	711,921
その他利益剰余金	9,137,967
株主配当積立金	756,017
建物圧縮積立金	19,596
別途積立金	5,832,000
繰越利益剰余金	2,530,353
<b>自己株式</b>	<b>△395,148</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,283,486</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,283,486</b>
<b>純資産合計</b>	<b>16,227,778</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,874,493</b>

## 損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
完成工事高		29,976,299
完成工事原価		26,070,123
完成工事総利益		3,906,175
販売費及び一般管理費		2,757,570
<b>営業利益</b>		<b>1,148,604</b>
<b>営業外収益</b>		<b>158,253</b>
受取利息及び配当金	73,120	
その他	85,132	
<b>営業外費用</b>		<b>204,965</b>
子会社出向者人件費等負担金	42,415	
関係会社貸倒引当金繰入額	136,854	
その他	25,695	
<b>経常利益</b>		<b>1,101,892</b>
<b>特別損失</b>		<b>29,242</b>
減損損失	27,338	
固定資産売却損	1,903	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,072,650</b>
法人税、住民税及び事業税	368,670	
法人税等調整額	40,571	409,241
<b>当期純利益</b>		<b>663,408</b>

## 株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成29年4月1日残高	2,847,684	2,641,867	2,641,867	711,921
事業年度中の変動額				
建物圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
<b>事業年度中の変動額合計</b>	－	－	－	－
平成30年3月31日残高	2,847,684	2,641,867	2,641,867	711,921

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	株主配当積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年4月1日残高	756,017	20,634	5,832,000	2,364,952	9,685,525
事業年度中の変動額					
建物圧縮積立金の取崩		△1,038		1,038	－
剰余金の配当				△499,044	△499,044
当期純利益				663,408	663,408
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
<b>事業年度中の変動額合計</b>	－	△1,038	－	165,401	164,363
平成30年3月31日残高	756,017	19,596	5,832,000	2,530,353	9,849,888

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	△392,105	14,782,971	1,009,990	1,009,990	15,792,961
<b>事業年度中の変動額</b>					
建物圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△499,044			△499,044
当期純利益		663,408			663,408
自己株式の取得	△3,042	△3,042			△3,042
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			273,496	273,496	273,496
<b>事業年度中の変動額合計</b>	<b>△3,042</b>	<b>161,320</b>	<b>273,496</b>	<b>273,496</b>	<b>434,817</b>
平成30年3月31日残高	△395,148	14,944,292	1,283,486	1,283,486	16,227,778

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ロ その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品…………… 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械及び運搬具が2年～17年、工具器具及び備品が2年～20年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績による見積額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,914,507千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	294,845千円
長期金銭債権	300,000千円
短期金銭債務	711,341千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	10,457千円
仕入高	4,905,625千円
営業取引以外の取引高	28,350千円

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
山形県米沢市	遊 休	土地、建物、構築物

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別に、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングしております。

米沢市の土地、建物、構築物については遊休資産であり個別に評価した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失27,338千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、建物、構築物については路線価等を基準として算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,268,698株



5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	180,989千円
未払賞与法定福利費否認	27,040千円
未払事業税否認	18,626千円
投資有価証券評価損否認	73,406千円
退職給付引当金否認	654,839千円
減損損失	93,036千円
貸倒引当金	110,913千円
関係会社株式評価損	15,290千円
その他	38,191千円
繰延税金資産小計	1,212,334千円
評価性引当額	△284,860千円
繰延税金資産合計	927,473千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△461,105千円
建物圧縮積立金	△9,204千円
繰延税金負債合計	△470,310千円
繰延税金資産の純額	457,163千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北部電設(株)	83.9%	当社の工事施工の一部を受注	工事施工の一部を外注(注1)	1,747,904	工事未払金	277,431
子会社	(株)TTKテクノ	100%	当社の工事施工の一部を受注	資金の貸付(注2) 貸付金の回収	300,000 300,000	長期貸付金(注3) 未収入金(注3)	300,000 273,820

上記の金額のうち、工事材料購入等の取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 外注費は、積算時における総原価及び施工工程数ごとの単価により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注3) 子会社への長期貸付金及び未収入金に対し、363,063千円の貸倒引当金を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	813円12銭
1株当たり当期純利益	33円24銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングス（以下「ミライトHD」）との経営統合（以下「本経営統合」）を、ミライトHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）の方法により実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結しました。

### (1) 経営統合の目的

情報通信分野は、固定通信では光コラボレーションモデルの普及、移動通信では第4世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築等、事業環境は大きく変化しております。

そうした経営環境下において、当社とミライトHDは、同一の企業グループとして経営統合を実施することにより、情報通信工事分野での融合・発展を図り、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。

また、ミライトグループの有する情報通信工事以外のノウハウをT T Kグループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の永続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断し、本経営統合を実施するに至りました。

### (2) 本株式交換の方法

#### ① 本株式交換の方法

ミライトHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、両社それぞれの定時株主総会において本株式交換契約が承認されること、及び、関係当局の許認可等を得られることを前提としております。なお、本株式交換により、当社の株主には、本株式交換の対価として、ミライトHDの普通株式が割り当てられる予定です。

#### ② 株式交換に係る割当ての内容

	ミライトHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.47
本株式交換により交付する株式数	ミライトHDの普通株式：9,789,978株（予定）	

##### (注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、ミライトHDの普通株式0.47株を割当交付いたします。

##### (注2) 本株式交換により交付する株式数

ミライトHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりミライトHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の当社の株主の皆様に対し、ミライトHDの普通株式9,789,978株（予定）を割当交付する予定です。また、ミライトHDが交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### (i) 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

##### (ii) 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びミライトHDの定款の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数のミライトHDの普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

##### (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、ミライトHDが当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(3) 効力発生日  
本株式交換の効力発生日：平成30年10月1日(予定)

(4) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会(両社)	平成30年4月27日(金)
株式交換契約締結日(両社)	平成30年4月27日(金)
株式交換契約承認時株主総会(ミライトHD)	平成30年6月26日(火) 予定
株式交換契約承認時株主総会(当社)	平成30年6月28日(木) 予定
最終売買日(当社)	平成30年9月25日(火) 予定
上場廃止日(当社)	平成30年9月26日(水) 予定
株式交換の予定日(効力発生日)	平成30年10月1日(月) 予定

(5) 本株式交換親会社の概要

商号	株式会社ミライト・ホールディングス
本店の所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊
資本金の額	7,000百万円
事業の内容	電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事に関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 T T K  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村大輔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村剛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T T K の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T T K 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 T T K  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村大輔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村剛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T T K の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

連結及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスとの経営統合を、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。

平成30年5月10日

### 株式会社TTK 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	千葉 惠 逸	Ⓜ
社外監査役	伊 崎 健太郎	Ⓜ
監 査 役	佐 藤 糾	Ⓜ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を重視するとともに、現在の経営環境を勘案し、将来の事業拡大や設備投資等の中長期的な資金需要の可能性に備えることが収益力・競争力の維持強化に必要であることから、「適切な株主還元と事業の維持・拡大に必要な内部留保」をバランスよく実施することを利益配分の基本方針としております。

上記の考えに基づき、当期（第65期）の当社の業績、今後の事業計画及び業績見通し、中長期的な投資等の資金需要の可能性等を総合的に考慮した内部留保の状況等を慎重に検討いたしました結果、当期の当社の業績が前回発表予想を上回る結果となったことや、中長期的な投資等の資金需要の可能性等を考慮しても当社の内部留保の適切な水準は確保されていると考えられること等に鑑み、当期の期末配当は、株主の皆様に対する還元策の一環として、1株当たり25円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当につきましては、既にお支払い済みの1株につき10円の間配当と合わせ、1株につき合計35円となります。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金 銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円

総 額 498,934,325円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日



## 第2号議案 当社と株式会社ミライト・ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社ミライト・ホールディングス（以下「ミライトHD」といいます。）は、平成30年10月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うため、後記「2. 本株式交換契約の内容」記載の株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を、平成30年4月27日に締結いたしました。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は、次の通りであります。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社及び当社のグループ会社を含む企業集団であるTTKグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、設立以降、「信頼される情報通信エンジニアリング会社」として、確かな技術力と創造力を生かし、21世紀の豊かな情報化社会の実現に貢献し、企業価値・株主価値の向上を図るという経営の基本理念のもと、多数の協力会社とともに、60年以上に亘って東北地方において主に情報通信設備の設計・施工・保守・コンサルティング等の実績を積み重ね、東北全6県で確固たる事業基盤を構築してまいりました。

また、当社グループは、平成29年5月に発表した第5次中期経営計画（平成29年度～平成31年度）に基づき、従来事業の更なる生産性向上と業務の効率化により、売上と利益の最大化を図るとともに、光コラボ関連・環境土木工事・電気工事の3つの事業を「新たなコア事業」として、事業領域の拡大に取り組んでおります。

当社グループにおいては、既存の主力事業である情報通信設備工事に関して、これまでも継続的な経営の効率化や技術力の強化を図ることにより、東北全県域におけるネットワーク、豊富な工事実績を積み上げ、優秀な人材を獲得・育成してきた一方で、情報通信工事で培った技術、ノウハウを活かし、新事業分野の開拓として光コラボ関連・環境土木工事・電気工事の3つの事業を「新たなコア事業」と位置づけ事業領域の拡大に取り組んでいるものの、社会インフラ投資やシステム投資に関する需要やニーズは多種多様であり、いち早くノウハウを吸収し事業モデルとして早急に実現し事業基盤を確立していくことが経営課題であると考えております。

一方、ミライトHDを持株会社とする企業集団であるミライトグループ（以下「ミライトグループ」といいます。）は、通信事業者の動きや事業環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として更なる成長・発展を期するために、平成29年度をスタートとする4ヶ年の第3次中期経営計画（平成32年度目標：売上高3,400億円、営業利益170億円、ROE 8%以上）を策定するとともに、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバル等多くの成長分野（フロンティアドメイン）を積極的に拡大する努力を続けてまいりました。

また、営業効率向上による受注拡大、生産性の高い施工体制の構築、徹底した現場力強化により、市場での優位性の確保と経営基盤の拡充に継続して取り組み利益重視の事業運営を推進してまいりました。

そのような中、両社は、「総合エンジニアリング&サービス会社」として積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めており、情報通信工事業界の大手3社の一角として全国規模の事業基盤を有し、

太陽光発電設備の建設工事と運用・保守等のストックビジネス、ソフトウェア開発、アジアを中心とした海外事業、ドローンビジネス等情報通信工事以外を積極的に展開するミライトグループと、東北地方においてブランド力、競争力を有する当社グループが、同一の企業グループとして経営統合を図り、情報通信工事分野での融合・発展を図ることにより、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。また、本経営統合により、ミライトグループの有する情報通信工事以外のノウハウを当社グループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の持続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断するに至りました。そして、当社グループとミライトグループが同一の企業グループとなるために強固な資本関係を構築し、同一の企業グループとして経営統合するにあたっては、ミライトHDが純粋持株会社であり、更なる純粋持株会社を設立することになる株式移転及び事業会社である当社と法人格を一つとすることとなる吸収合併は適さない一方で、経営統合後における企業グループとしての機動的な意思決定と迅速な事業運営を可能とする体制とする必要性等の様々な点を勘案し、本株式交換による経営統合が最善の策であると判断するに至りましたことから、平成30年4月27日、両社は、本経営統合のための諸条件の下に、その実施につき合意いたしました。

なお、当社とミライトHDは、本経営統合を行うにあたり、両社のこれまでの関係性、両社の特徴及び強みその他本経営統合がもたらす効果につき、慎重かつ積極的な議論を行いました。その結果、両社は対等の精神に則り本経営統合を実施すること、両社が同一の企業グループとして持続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出を目指すことを目的として、①ミライトHDは当社グループが東北エリアにおいて長きに亘り事業を継続、発展させてきたこと、また、当社グループが主として通信設備に関する工事関連事業を通じて同エリアの地域に密着して重要な貢献をしてきたことに鑑み、同一企業グループとしての統一的ガバナンスのもと、当社のブランド、地域性及び自主性を尊重すること、②ミライトHDは、当社をミライトHDの直轄の事業会社と位置づけるものとし、両社は、事業上の技術、ノウハウ、それぞれが展開している事業に関する情報共有その他本経営統合を基としたシナジー発揮のために、必要な人材・資源その他のリソースを、相互に、最大限提供すること、③当面の間は、当社（TTK）の商号をそのまま維持すること等について、合意しております。このような当社及び当社の株主の利益のために合理的な内容の合意ができたことをも踏まえ、当社は、本経営統合は当社の持続的な発展にとって必要かつ適切な手段であると判断するに至りました。

株主の皆様には何卒趣旨をご理解のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 本株式交換契約の内容

当社がミライトHDとの間で平成30年4月27日付で締結した株式交換契約の内容は次の通りです。

## 株式交換契約書（写）

株式会社ミライト・ホールディングス（以下、「甲」という。）及び株式会社ＴＴＫ（以下、「乙」という。）は、2018年4月27日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

#### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ミライト・ホールディングス

住所：東京都江東区豊洲五丁目6番36号

#### (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ＴＴＫ

住所：仙台市若林区新寺一丁目2番23号

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の各株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.47を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.47株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

#### 第5条（前提条件）

本株式交換の効力発生は、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）の直前時点において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件とする。但し、本効力発生日において以下の各号の事由の全部又は一部が充足されていない場合であっても、甲又乙は、その任意の裁量により、かかる事由（第（1）号に定める事由を除く。）を放棄することにより、本株式交換の効力を発生させることができるものとする。

- (1) 甲又は乙が、本株式交換を行うために、法令上必要とされる手続（第7条に定める株主総会における決議、本株式交換の実施に係る許認可の取得を含むが、これらに限られない。）が完了し又は履践されていること。
- (2) 本株式交換の実行を禁止し又は差し止める、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁、地方自治体、金融商品取引所その他の司法機関、行政機関及び自主規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導、ガイドラインその他の判断が効力を有していないこと。
- (3) 本契約締結後、甲及び乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の目的を達成することが困難となる事由が発生していないこと。

#### 第6条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2018年10月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、2018年6月26日に開催予定の定時株主総会（以下、「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、2018年6月28日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならぬ場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、(i) 甲は、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額18億円を限度として、また、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額18億円を限度として、(ii) 乙は、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額5億円を限度として、また、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額2億円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

### 第10条（自己株式の消却）

乙は、本契約締結日以降、本効力発生日までの間、その保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の消却を行わないものとする。

### 第11条（解除）

1. 甲は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日より前に限り、乙に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 第5条に定める前提条件が全て又は一部が充足されていない場合（但し、当該充足されていない前提条件が放棄されている場合を除く。）。
  - (2) 乙において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合。
2. 乙は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日より前に限り、甲に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 第5条に定める前提条件が全て又は一部が充足されていない場合（但し、当該充足されていない前提条件が放棄されている場合を除く。）。
  - (2) 甲において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合。

#### 第12条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合（公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。以下同じ。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

#### 第13条（本契約の効力）

本契約は、(i) 甲定時株主総会において第7条第1項に定める承認が受けられない場合、(ii) 乙定時株主総会において第7条第2項に定める承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（独占禁止法に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が本効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が本効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）、(iv) 第11条の規定により本契約が解除された場合、並びに (v) 前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

#### 第14条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第15条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2018年4月27日

甲 東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
株式会社ミライト・ホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 正俊 ㊟

乙 仙台市若林区新寺一丁目2番23号  
株式会社TTK  
代表取締役社長 土肥 幹夫 ㊟

### 3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号及び第6号を除く）に掲げる事項の概要

#### (1) 交換対価の相当性に関する事項

- ① 交換対価の総数及び総額の相当性に関する事項  
(ア) 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライトHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.47

(注) 1. 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、ミライトHDの普通株式0.47株を割当交付いたします。

2. 本株式交換により交付する株式数

ミライトHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりミライトHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の当社の株主の皆様に対し、ミライトHDの普通株式9,789,978株（予定）を割当交付する予定です。また、ミライトHDが交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。



(i) 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びミライトHDの定款の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数のミライトHDの普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、ミライトHDが当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

(イ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びミライトHDは、本株式交換に用いられる上記(1)①(ア)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、ミライトHDはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社及びミライトHDは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びミライトHDは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年4月27日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。



(ii) 算定に関する事項

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びミライトHDから独立した第三者算定機関である野村證券を選定いたしました。なお、野村證券は、当社及びミライトHDの関連当事者には該当せず、当社及びミライトHDとの間で重要な利害関係を有しません。

野村證券は、ミライトHDについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成30年4月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるミライトHD株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び算定基準日終値を基に分析しております。）を、またミライトHDには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成30年4月26日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ミライトHD株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.36～0.37
類似企業比較法	0.28～0.37
DCF法	0.40～0.54

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成30年4月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びミライトHDの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社及びミライトHDの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、ミライトHDは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びミライトHDから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定いたしました。なお、みずほ証券は、当社及びミライトHDの関連当事者には該当せず、当社及びミライトHDとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、当社及びミライトHDの財務情報及び本株式交換の諸条件を分析したうえで、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対するミライトHDの普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.36～0.37
類似企業比較法	0.21～0.49
DCF法	0.38～0.54

なお、市場株価基準法では、平成30年4月26日（以下「算定基準日」）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がDCF法の前提とした両社の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確且つ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としております。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いております。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っておりません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成もしくは調整されたことを前提としております。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析もしくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としております。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券がミライトHDの依頼により、ミライトHDの取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としミライトHDに提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

#### (ウ) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、ミライトHDは当社の完全親会社となることから、完全子会社となる当社の普通株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準により、所定の手続を経て平成30年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、当社の普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日において当社の株主の皆様には割り当てられるミライトHDの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、ミライトHDの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式をミライトHDから買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要については、上記（1）①（ア）（注）3.「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）①（ア）（注）4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

### (エ) 公正性を担保するための措置

当社及びミライトHDは本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

#### (i) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、当社株主のために、当社及びミライトHDから独立した第三者算定機関である野村證券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)①(イ)(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、野村證券から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

他方、ミライトHDは、ミライトHD株主のために、当社及びミライトHDから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)①(イ)(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ミライトHDは、みずほ証券から、本株式交換比率がミライトHDの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

#### (ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、当社及びミライトHDとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、ミライトHDは、本株式交換の法務アドバイザーとして、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びミライトHDとの間で重要な利害関係を有しません。

### (オ) 利益相反を回避するための措置

当社とミライトHDの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別の措置を講じておりません。

② 交換対価としてミライトHDの普通株式を選択した理由

当社及びミライトHDは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるミライトHDの普通株式を選択しました。

ミライトHDの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

③ ミライトHDの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべきミライトHDの資本金、及び準備金の額は以下の通りです。

- ・ 資本金の額 0円
- ・ 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従ってミライトHDが別途定める額
- ・ 利益準備金の額 0円

上記の資本金及び準備金の額は、機動的な資本政策を図る点から相当であると考えております。

**(2) 交換対価について参考となるべき事項**

① ミライトHDの定款の定め

ミライトHDの定款は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://www.ttk-g.co.jp/ir/>) に掲載しております。

② 交換対価の換価方法に関する事項

(ア) 交換対価を取引する市場

ミライトHDの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

(イ) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ミライトHDの普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

(ウ) 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（平成30年4月27日）の前営業日を基準として1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるミライトHDの普通株式の終値の平均はそれぞれ1,699円及び1,666円となります。

- ④ ミライトHDの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容  
ミライトHDは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

### (3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換により完全子会社となる当社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はございません。

### (4) 計算書類に関する事項

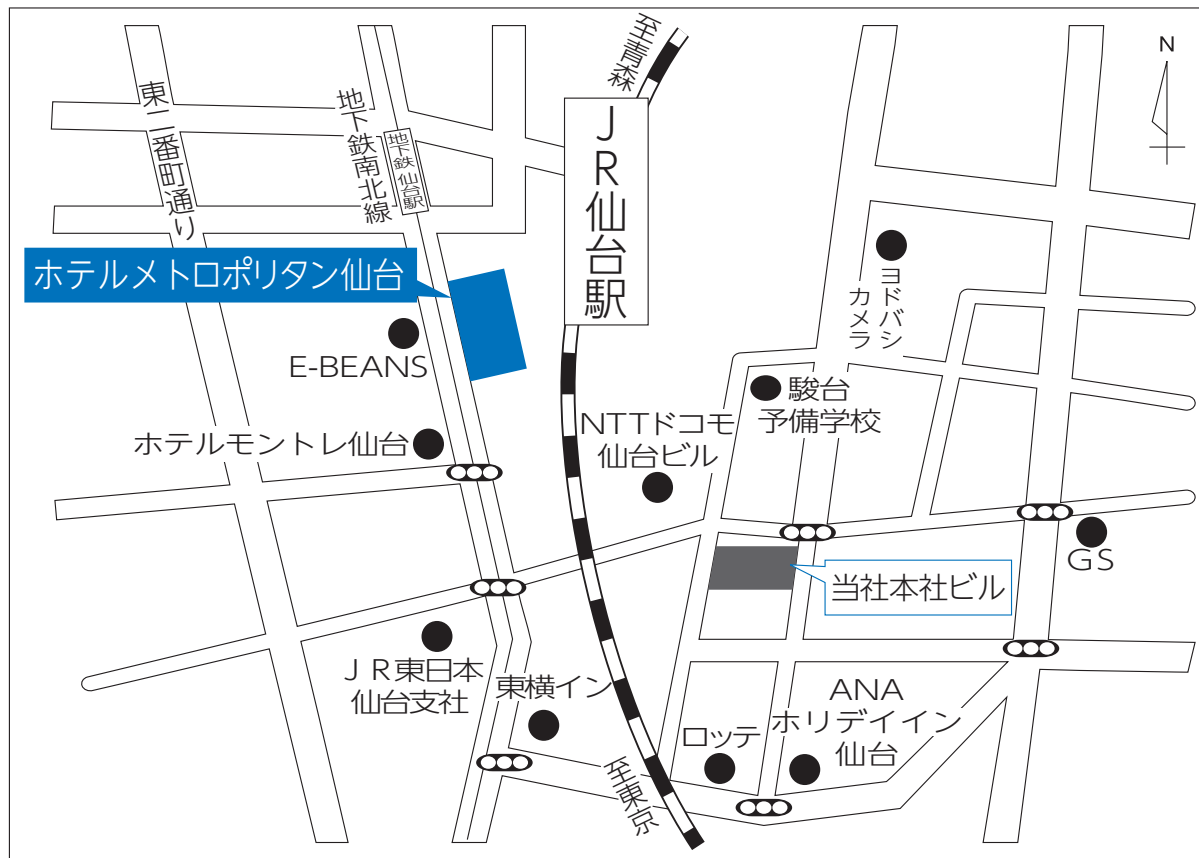
- ① ミライトHDの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
ミライトHDの最終事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第16条の規定により、当社ウェブサイト (<https://www.ttk-g.co.jp/ir/>) に掲載しております。
- ② 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等
- (ア) 当社  
該当事項はございません。
- (イ) ミライトHD  
ミライトHDは平成30年4月27日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を実施いたしました。なお、本自己株式処分は、ミライトHDの完全子会社である株式会社ミライトが、同社の子会社である株式会社日設との間で、当社普通株式を対価とした株式交換を実施し、株式会社ミライトを株式交換完全親会社、株式会社日設を株式交換完全子会社とするためのものであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台3階「曙」  
電話 (022) 268-2525

会 場 付 近 略 図



交通 JR仙台駅から徒歩約1分  
(ご来場の際は、公共交通機関等をご利用願います。)